

第3章 高齢者等支援計画

方針1 生き生き暮らす

(1) 健康づくり支援の充実

◇ 施策の方向 ◇

市民一人ひとりが健康寿命の延伸を図れるよう、壮年期から後期高齢期までの長期間に渡り健康づくりを支援します。そのために、生活習慣病予防等に関する啓発を図り、住民健診等の受診勧奨を積極的に進めるとともに健診後の保健指導等の利用を促進します。

◇ 取り組み内容 ◇

① 住民健診等の充実

(担当課：健康増進課)

ア) 広報活動と個別訪問等による健診の受診勧奨

生活習慣病予防及び特定健診、がん検診、歯周病検診の受診への意識啓発を図るために、「市民のひろば（市広報誌）」等を通じ広報活動を進めるとともに、医療機関や区等との連携、保健推進員による個別訪問等により健診受診の勧奨等を図ります。

イ) 休日・夜間・出張・個別健診等の充実

市民の健診受診が容易になるよう、休日、夜間、出張、個別健診等の充実や健（検）診対応医療機関の拡充を図ります。

ウ) 健診受診率向上対策の検討

健診受診率の向上を図るため、民間の技術や知識を活用した特定健診受診率向上を目指します。

エ) 高齢者への予防接種の促進

高齢者を感染症から予防するために、インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種を促進します。加えて、感染症に対する正しい知識や新しい生活様式の普及・啓発を図り、予防接種の周知を強化し、接種率の向上を目指します。

項目		実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
		2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
住民健診等	特定健康診査受診率	39.9%	38.1%	-	52%	56%	60%
	胃癌検診受診率	5.4%	4.7%	4.6%	30%	40%	40%
	肺癌検診受診率	22.6%	21.6%	21.5%	36%	40%	40%
	大腸癌検診受診率	17.3%	15.3%	15.1%	37%	40%	40%
	乳癌検診受診率	23.2%	23.2%	23%	45%	50%	50%
	子宮癌検診受診率	18.7%	18.8%	19.2%	47%	50%	50%
休日健診受診者数		1163 人	819 人	800 人	800 人	800 人	800 人
夜間健診受診者数		185 人	276 人	100 人	180 人	180 人	180 人
高齢者肺炎球菌ワクチン		32%	40.1%	42%	43%	44%	45%

② 生活習慣病予防等保健指導・教室の推進

（担当課：健康増進課、国民健康保険課、介護長寿課、文化スポーツ振興課）

ア) 特定保健指導の未利用者に対する利用促進

有所見者で特定保健指導を受けていない方に対し、電話や訪問等により利用促進を図ります。

イ) 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

後期高齢者の健康の維持・改善に向け、長寿健診等の結果を踏まえ、自宅や通いの場（いきいき百歳体操等）での保健指導の実施、介護予防（フレイル予防を含む）事業の充実等に取り組めます。

ウ) スポーツ教室等の開催促進と支援

市民が継続的に健康づくり活動に取り組めるよう、区公民館等身近な地域でのスポーツ教室や軽スポーツ体験会等を、区等地域主体での開催を促進するとともに、スポーツ推進委員等との連携によりその支援を図ります。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
訪問指導(延べ件数)	991 件	981 件	1,202 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
特定保健指導実施率	54.9%	57%	59.0%	60%	60%	60%
健康教育実施回数	1 回	実績なし	実績なし	1 回	1 回	1 回
健康相談実施回数	240 回	244 回	203 回	195 回	195 回	195 回
メタボリックシンドローム該当者・予備群割合（男女計）	43.2%	44.0%	42.0%	40%	38%	36%

(2) 生きがいきづくり支援の推進

◇ 施策の方向 ◇

市民が高齢期においても、生きがいを持って、生き活きと生活していくことができるよう、地域活動、スポーツ・学習活動、就労等様々な分野での支援対策を進めます。とりわけ、就労への意欲が高い高齢者が、そのニーズに応じた就労機会が確保されるよう、就労支援の充実を図ります。

◇ 取り組み内容 ◇

① 高齢者の主体的な活動の支援

(担当課：介護長寿課)

ア) 老人クラブ活動の支援

高齢者の地域での活動の場の1つとなる老人クラブについて、主体的な活動が継続的に行えるよう、会員確保やリーダー養成等への取り組みを支援します。

イ) 介護生活支援ボランティア制度の創設

地域の見守り、声かけ、支え合い活動等社会参加の促進を図るため、介護生活支援ボランティア制度の創設を検討します。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第9次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
老人クラブ助成対象団体数	42 団体	42 団体	44 団体	45 団体	45 団体	45 団体
60 歳以上人口に占める老人クラブ助成団体加入率	21.8%	20.6%	20.4%	20.5%	20.5%	20.5%

ア) 高齢者スポーツの普及と中央図書館の利用支援

高齢者の健康・生きがいづくりに資するよう、「名護市長杯ゲートボール大会」等の開催や市老連への補助等を通じた高齢者スポーツの普及や中央図書館で取り組んでいる高齢者の利用支援（大活字本の購入等シニアコーナーの充実、読み聞かせボランティアの支援、講演会・上映会等の開催等）を進めます。大会等の開催にあたっては、感染症予防の観点から、中止を含め必要な措置を講じます。

イ) 名護市敬老会の開催

高齢者が互いに長寿を祝い、自らの生活の向上に努める意欲を高めることができるよう、名護市敬老会を開催します。また、敬老会における世代間交流を通して、子どもと高齢者が互いを理解し、相互に支え合う社会づくりにつなげていきます。感染症予防の観点から、敬老会の開催が困難な場合は、高齢者への感謝の気持ちを表すために代替事業を検討します。

ウ) 新しい生きがい活動の創出促進

第2層生活支援コーディネーター等との連携により、生きがい活動に取り組む住民等を発掘し、地域のニーズに即した新しい生きがい活動の場の創出を支援します。

項目	実績（R2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度
老人スポーツ助成 （大会運営費）対象数	4大会	4大会	実績なし	2大会	2大会	2大会
市長杯ゲートボール大会 参加者数	162名	153名	中止	200名	200名	200名
敬老会来場者数	約800人	約900人	中止	約900人	約900人	約900人

項目	実績		第9次 目標
	2019年度 R元年度		2022年度 R4年度
地域活動へ 参加していない割合	①ボランティアのグループ ②スポーツ関係のグループやクラブ ③趣味関係のグループ ④学習・教養サークル ⑤介護予防のための通いの場	70.2% 65.6% 59.1% 77.4% 75.3%	①～⑤の割合 減少

目標設定の考え方：

生きがい活動の創出や活性化支援が進むことで、高齢者が活動に参加する状況をつくります。

令和元年 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の問5 地域活動への参加頻度より指標を設定します。

地域活動の活性化にともない地域活動へ「参加していない」割合を減少させていきます。

③ 就労機会等の確保

(担当課：介護長寿課)

ア) シルバー人材センターの周知と就業分野の開拓・拡充

高齢者の就労ニーズに対応できるよう、シルバー人材センターの周知を図り、人材センターの会員数増を促すとともに、センターの就業分野の開拓・拡充（事務系や技能系）に向け、働きかけを進めます。

イ) シルバー人材センターの利用促進

シルバー人材センターについては、就労以外の社会参加活動（祭り後の清掃、福祉施設の慰問等）も行っていることから、社会参加の面での利用促進を図っていきます。

ウ) 就労的活動支援コーディネーターの設置検討

高齢者の雇用ニーズが高い企業を発掘し、就労意欲の高い高齢者とのマッチングが適切に行えるよう、シルバー人材センターや社会福祉協議会等との連携により就労的活動支援コーディネーターの設置を検討します。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
シルバー人材センター会員数	257 人	261 人	270 人	280 人	290 人	300 人
シルバー就業延人数	19,305 人	18,714 人	15,000 人	15,500 人	16,000 人	16,500 人
ボランティア活動 (延人数)	291 人	343 人	200 人	250 人	275 人	300 人

(3) 介護予防・重度化予防の強化

◇ 施策の方向 ◇

高齢期をより健やかに暮らすことができるよう、介護予防や重度化防止の取り組みを強化し、高齢者の日常生活の自立を支援します。高齢者のフレイル（虚弱な）状態を早期に把握し、介護予防事業の利用を促進します。

さらに、介護予防活動が継続的に行えるよう、区単位等の身近な地域で多様な主体による介護予防事業が展開されるよう自治会等の地域活動を支援するとともに、医療・介護・スポーツ施設等の地域資源の活用を進めます。

元気な高齢者や地域住民が介護予防に関心を持ち、介護予防活動等の担い手として関わられるような取り組みを進めます。

また、在宅での自立生活を支援するために、各種生活支援サービスの充実を図ります。

◇ 取り組み内容 ◇

1) 一般介護予防の推進

① 介護予防対象者の把握（介護予防把握事業）

（担当課：介護長寿課）

ア) 地域活動等による介護予防が必要な高齢者の把握

いきいき百歳体操等の地域活動を通して、介護予防活動が必要な心身機能の低下がみられる高齢者を早期に把握します。

イ) 新 75 歳への心身機能の状態等の確認

新 75 歳到達者へ心身機能の状態等を確認する基本チェックシートを送付し、介護予防対象者の把握に努めます。その結果、何らかの課題を有する高齢者については必要な支援につなげていきます。

② 介護予防に関する普及・啓発（介護予防普及啓発事業）（担当課：介護長寿課）

ア) 介護予防に関する知識や情報等の普及

高齢者や住民の介護予防への関心が高まるよう、各種教室やパンフレット、ラジオ放送などを通じて、介護予防に関する知識や情報、介護予防の必要性の普及に取り組めます。さらに、感染症予防の観点から、介護予防活動の取り組みに関する留意点についても、周知を図ります。

③ 地域介護予防活動支援事業（担当課：介護長寿課）

ア) 住民を主体とする介護予防活動の普及・充実

いきいき百歳体操、ミニデイサービス等の介護予防事業をさらに普及し、身近な場所での実施を目指します。

イ) 介護予防出前講座の実施

介護予防の基本的な知識の普及を図り、高齢者の生活機能の向上を目指します。男性の参加が依然少ないことから、ニーズを確認し男性が参加しやすいメニューを準備し参加を呼びかけます。

ウ) いきいき健康長寿教室の実施

運動機能維持・向上に加え、栄養改善、認知症予防等の介護予防の知識を普及し、地域における通いの場などのサポートを行う支援者を確保することを目指します。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
いきいき百歳体操 (累計値)	23 箇所	24 箇所	25 箇所	28 箇所	31 箇所	34 箇所
ミニデイサービス 実施箇所数	54 箇所	54 箇所	53 箇所	54 箇所	54 箇所	54 箇所
介護予防出前講座 (旧願寿教室)	17 回	16 回	20 回	18 回	18 回	18 回
いきいき健康長寿教室 (参加者数) (実施箇所)	86 人 1 箇所	60 人 1 箇所	40 人 2 箇所	60 人 2 箇所	90 人 2 箇所	90 人 2 箇所

④ 一般介護予防事業の評価の実施（一般介護予防事業評価事業）（担当課：介護長寿課）

ア) 介護予防事業の評価実施と事業内容の充実

より効果的な介護予防につながるよう、事業評価を行い、これに基づき、各事業の改善・充実に努めます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業の実施（担当課：介護長寿課）

ア) リハビリ専門職による介護予防活動の支援

リハビリ専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言することや技術的な指導を実践することで、高齢者個人の自宅、地域の通いの場、通所および訪問サービス等にて実施される介護予防の取り組みを総合的に支援し、高齢者の日常生活の動作（ADL）と生活の質（QOL）の向上を目指します。

また、同事業の利用促進に向け、ケアマネジャーや地域の支援者（区長、民生委員等）等に周知を図ります。

項目	実績（R2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度
地域リハビリテーション支援事業						
（地域介護予防活動への 専門職の派遣回数）	17回	16回	20回	18回	18回	18回
（個別支援の延べ実施回数）	18回	40回	40回	40回	40回	40回

2) 介護予防・生活支援サービスの推進

① 訪問型サービスの推進

(担当課：介護長寿課)

ア) 名護市高齢者家事お助け隊事業（訪問型A）の利用促進

掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う名護市高齢者家事お助け隊事業（訪問型A）の利用を促進するとともに、サービスの支援者の更なる技術の向上を目指し、研修等を開催するとともに、新規支援者の確保に向け、支援者養成講座を開催します。

イ) 新たな訪問型サービス（訪問型B、C）の検討（新規）

地域の人的資源を活用し、新たな訪問型サービスの提供ができるよう、区、社会福祉協議会、医療機関等と連携しながら、実施に向けて検討を行います。

ウ) 移動支援（訪問型D）の検討

交通手段がなく介護予防・日常生活支援総合事業に参加できない高齢者の参加機会を確保するため、移動支援（訪問型D）の検討を行います。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第9次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
訪問型サービスA （緩和基準）高齢者家事 お助け隊事業	76 人	95 人	116 人	150 人	170 人	200 人

② 通所型サービスの推進

(担当課：介護長寿課)

ア) 高齢者交流サロン（通所型B）の利用促進

高齢者交流サロン（通所型B）が身近な通いの場として充実するよう、利用を促進するとともに、設置箇所の拡充に向け、地域組織等の支援を進めます。

イ) 短期集中予防サービス（通所型C）の検討

自立生活を維持し、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等事業、口腔機能向上事業（短期集中予防サービス（通所型C））について、医療機関やスポーツジム等との連携のもと、短期集中予防サービス（通所型C）の実施に向けた検討を行っていきます。

項目	実績（R2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度
通所型サービスB （住民主体）高齢者交流 サロン	2箇所 991人	1箇所 662人	1箇所 590人	2箇所 991人	2箇所 991人	2箇所 991人

③ 介護予防ケアマネジメントの強化

(担当課：介護長寿課)

ア) 自立支援型地域ケア個別会議の充実

自立支援・介護予防を意識した介護予防ケアプランの作成を促進するため、多職種協働による「自立支援型地域ケア個別会議」の充実をはかり、高齢者の生活の質（QOL）の向上を目指します。

また、より適切な介護予防ケアプランの作成に対応できるよう、地域型地域包括支援センターとの連携を図りつつ、ケアプラン作成担当者のスキルアップ支援を進めます。

項目	実績（R2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度
自立支援型地域ケア会議	12回	9回	9回	12回	12回	12回

(4) 生活基盤の充実

◇ 施策の方向 ◇

高齢者の暮らしの基盤となる住まいが高齢者等にとって利用しやすいものとなるよう、住まいに関する情報提供や相談対応を充実します。また、住宅改造支援を行うとともに、公民の住宅ストックを活用し、住宅の確保を図ります。市内での移動が容易となるよう、交通手段の確保を図ります。

◇ 取り組み内容 ◇

① 住宅改造等の支援

(担当課：介護長寿課)

ア) 住宅改造助成事業の周知及び利用促進

高齢者の転倒予防等、予防的な住宅改修の実施支援に向け、住宅改造助成事業の周知及び利用促進を図るとともに、ケアマネジャー等の連携により改修後の効果の検証を行い、より適切な住宅改修に繋がっていきます。

イ) 住宅改修技術向上のための講習会開催

住宅改修技術の向上を図るため、引き続き講習会を開催します。より効果的な講習会とするために、新規登録事業者の加入時、要項変更時等必要時の開催とするとともに、工事事業者、介護支援専門員、作業療法士等の連携の場としても活用します。

ウ) 改修事業者への有資格者確保及び事業登録に向けた働きかけ

改修事業が円滑に行われるよう、事業者への有資格者の確保を働きかけ、事業登録業者の増加に努めます。登録業者の増加に向け、市外事業者の登録を認めるなど登録条件の緩和に取り組みます。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第9次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
住環境コーディネーター 資格取得者による講習会 開催数 ※新規登録事業者 の加入時等必要時の開催	1 回	1 回	実績なし	—	1 回	—
受領委任払い登録事業者 数	10 社	6 社	6 社	6 社	7 社	7 社

② 高齢者に利用しやすい住宅の確保

(担当課：建築住宅課、介護長寿課)

ア) 市営住宅における高齢者の優先的選考

市営住宅において、入居時もしくは入居後に高齢者の利用が円滑になるよう、引き続き、障がい者やひとり親世帯等を含めた優先的選考を行うとともに、低階層への住み替え希望者に対して、待機者のいない空き家がある場合には、情報提供しながら住み替えを推進します。

イ) 住まいに関する情報発信と「住まいの総合相談窓口」の普及

高齢者等の住まいに関するニーズを把握し、住まいの相談支援の充実に向けて沖縄県居住支援協議会などの関係機関との連携により、住まいに関する情報の発信に努めます。また、沖縄県が設置している「住まいの総合相談窓口」について普及を図ります。

ウ) 有料老人ホームの実態把握と連携強化

高齢者の良質な住まいの確保にむけて、沖縄県との連携のもと、市内の有料老人ホームの実態把握に努めるとともに、有料老人ホーム事業所との連携を強化します。

項目	実績（R 2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R 2年度	2021年度 R 3年度	2022年度 R 4年度	2023年度 R 5年度
高齢者の市営住宅への入居者数	8	17	17	20	23	25

③ 移動手段の確保

(担当課：介護長寿課、企画政策課)

ア) 外出困難高齢者通院支援サービス事業の充実

公共交通機関の利用が困難な要援護高齢者を対象とした「名護市外出困難高齢者通院支援サービス事業」の充実に向け、事業者数の確保を図るとともに、利用適用範囲の拡充（車いす利用者以外で公共交通機関の利用が困難な要援護高齢者）を図るなどサービス内容の充実に努めます。

イ) 外出・移動支援の充実と検討

高齢者が快適に暮らし続けていくことができるよう外出や買い物移動の支援を行います。具体的には公共交通空白地域の解消を図るため、名護市街地及び周辺を対象エリアとしたコミュニティバスの本格運行を実施し、日常生活の外出に係る移動手段を確保するとともに、高齢者及び自動車運転免許返納者への乗車運賃割引の検討を行います。また、久志地区においてはコミュニティバス及びデマンド交通の実証実験を実施し、交通不便地域の外出移動に係る課題解消に向けた方策の検討を行います。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
名護市外出困難高齢者通院支援サービス事業利用者数	7 人	5 人	6 人	10 人	10 人	10 人

方針２ 安心して暮らす

(１) 介護保険サービスの充実と介護保険事業の適正な運営

◇ 施策の方向 ◇

介護が必要な高齢者の自宅や地域で暮らし続けたいという希望に沿えるよう、また介護に起因する離職者の発生を防ぐため、必要となる介護サービスの質及び量の確保に努めます。また、介護保険事業が健全かつ円滑に運営できるよう、制度の周知に努めます。

◇ 取り組み内容 ◇

１) 介護保険サービスの充実

① 在宅サービスの充実促進

(担当課：介護長寿課)

ア) 在宅ケアの充実に向けたニーズ把握と必要なサービスの提供

後期高齢者の増加や在宅医療の推進などにより、今後自宅にて利用する在宅サービスのニーズの増加が見込まれており、このような状況に適切に対処するため、引き続きニーズの分析及び把握に努めます。

② 地域密着型サービスの充実

(担当課：介護長寿課)

ア) 地域密着型サービスの整備

介護が必要な状態になっても身近な地域で暮らし続けていくことができるよう以下の整備を進めます。

項目	実績（Ｒ２年度は見込み）			第９次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 Ｒ元年度	2020年度 Ｒ２年度	2021年度 Ｒ３年度	2022年度 Ｒ４年度	2023年度 Ｒ５年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（29床以下）	1か所	1か所	1か所	2か所 (1か所開所)	2か所	2か所
地域密着型特定施設入居者生活介護（29床以下）	—	—	—	—	1か所 (1か所開所)	2か所 (1か所開所)
認知症対応型共同生活介護（9名（定員））	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	6か所 (1か所開所)

また現在、市内に1施設のみとなっている小規模多機能型居宅介護及び、未整備となっている定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護については、地域ケア会議、ケアマネ、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等との連携によるニーズ把握と、サービス提供事業所の動向等の把握を行い、必要に応じてサービスの確保を検討していきます。

※地域密着型サービス

原則として施設のある市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督を行うサービス。

イ) 地域密着型サービスの質の向上

名護市地域密着型サービス等運営会議への事業の報告と評価を行い、事業所への指導・助言や連携を強化し、適切な事業所の指定を行うことでサービスの質の更なる向上に努めます。

③ 施設サービスの充実

(担当課：介護長寿課)

ア) 介護療養型医療施設からの円滑な移行支援

介護療養型医療施設については、令和5年度に介護医療院へ移行予定となっており、円滑な移行となるよう支援を行います。

イ) 施設サービスの整備

市内の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置が促進されていることを考慮し、今後の施設サービスについては、ニーズを見極めながら提供体制の整備を検討していきます。

2) 介護保険事業の適正な運営

① 介護支援専門員との連携強化と支援充実

(担当課：介護長寿課)

ア) 居宅支援事業所の介護支援専門員との連携強化と個別指導の実施

自立支援・重度化予防のケアマネジメントを進めるため、自立支援に資する研修会等を開催するなど居宅支援事業所の介護支援専門員とのさらなる連携強化に努めます。

地域の介護支援専門員がケアマネジメント等において、より適切な対応ができるよう個別指導を行うとともに、「主任介護支援専門員・介護支援専門員委員会」の事例検討会等への参加を促進します。

② 介護保険制度等の周知

(担当課：介護長寿課)

ア) 介護サービスの周知と制度改正に係る広報活動

市民が介護保険サービスに対する理解を深め、適切に必要なサービスを利用できるよう、市広報誌やパンフレット（みんな笑顔で介護保険）、ホームページ、区長会、民生委員児童委員協議会等の定例会等を通じて、広報活動を進めます。また、わかりやすい内容で、高齢者などがアクセスしやすい媒体・方法で情報を提供していきます。制度改正の時期には、介護予防・介護保険サービスに係る変更点、主要なポイントなどを踏まえた更新を図ります。

イ) 介護サービス情報公表システムへの情報公開と活用の促進

より良いサービス提供、または利用者及び家族がサービスを利用する際の参考となるよう、各居宅支援事業所及びサービス提供事業所に県の介護サービス情報の公表システムへの積極的な公開を促進するとともに、優良加算を受けた事業所を紹介します。また、同システムの事業所情報の活用を市民へ働きかけます。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
「みんな笑顔で介護保険」 の印刷部数	2,000 部	—	1,000 部	1,000 部	1,000 部	1,000 部
認知症パネル展開催数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

③ サービスの適正利用の推進と事業者への指導・支援の強化（担当課：介護長寿課）

ア) 介護給付適正化事業の推進

●ア-1 介護認定業務の強化※認定調査状況チェック

- ・適正で公平な要介護認定調査の実施のため、要介護認定に係る認定調査の内容の点検を行います。
- ・要介護認定調査業務における認定調査員の資質向上を目的に認定調査員の研修会等への参加機会を確保します。
- ・介護認定業務をより効率的に遂行するため、認定支援システム及び関連機器の更新を図ります。
- ・介護認定審査会審査員が当該業務に関する最新の知見を得られるよう、研修会等への参加機会を確保します。
- ・業務を遂行するに当たり、医学的知識を必要とする介護認定審査会事務局に保健師等医療専門職の配置を目指します。

●ア-2 ケアプラン点検

- ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行うなど、ケアマネジメントの適正化を図ります。

●ア-3 医療情報との突合・縦覧点検

- ・後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。
- ・受給者の支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

●ア-4 介護給付費通知

- ・適切なサービスの利用と提供のため、利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知していきます。

イ) 「名護市介護保険事業所連絡協議会」等の活性化に向けた支援

社会福祉協議会との連携により「名護市介護保険事業所連絡協議会」や各サービスの連絡会が活性化するよう、協議会のあり方や開催目的を明確にするとともに、介護保険サービス事業所への参加を促進するなどの支援を行います。適正化事業から把握された課題等については、「名護市介護保険事業所連絡協議会」の研修等で共有を図り、適切なサービス提供や質の向上を促進します。

ウ) 事業所への集団指導や実施指導等及び事業所の自己評価の促進

利用者に対する適切なサービス提供や介護報酬請求が行われるよう、引き続き介護事業所への集団指導や実地指導等の拡充を図るとともに、事業所の自己評価を促進します。

エ) 事業者の適切な指定

高齢者の生活が向上し、ニーズにあった効果的な地域密着型等のサービスが展開されるよう、事業者の適切な指定に継続して取り組むとともに、指定に向けた個別相談にも対応していきます。

オ) 有料老人ホームの適正運営と介護サービスの適正利用の促進

「名護市介護保険事業所連絡協議会」の中の「名護市有料老人ホーム委員会」を活用し、有料老人ホームの適正な運営や介護サービスの適正利用を促進します。

④ 保険料等の軽減

(担当課：介護長寿課)

ア) 介護保険料納付が困難な被保険者に対する保険料軽減

経済的な理由等によって介護保険料の納付が困難な第1号被保険者に対し、介護保険料の軽減を行います。

イ) 訪問介護等のサービス利用料の一部補助

低所得者の負担軽減を図るため、訪問介護等のサービス利用料の個人負担分の一部補助を行います。対象者への申請書送付により、補助事業の利用を促進します。

項目	実績（R2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度
介護保険料の軽減(人数)	4	4	50	5	5	5
介護保険料の軽減額	58,800	184,000	3,925,100	200,000	200,000	200,000

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料減免を実施（単年度）。

⑤ 共生型サービスを提供する事業所の指定 (担当課：介護長寿課、社会福祉課)

ア) 共生型サービスの導入検討と事業所の指定

障がいのある方が 65 歳以上となっても使い慣れた事業所で継続してサービスを受けられるよう、共生型サービスが位置付けられており、共生型サービス事業所としての運営を希望する事業所があれば、導入に向けた支援と基準に基づいた事業所の指定等を行います。

⑥ 介護人材の確保と介護事業所の業務効率化支援 (担当課：介護長寿課)

ア) 介護の仕事に関する情報や魅力の発信

介護の日や各種イベント等を活用し、介護の仕事に関する情報や魅力などについて発信していきます。

イ) 資格取得や技術向上のための研修会等の情報提供・開催促進

社会福祉協議会や関係機関等が実施する資格取得や技術向上に向けた研修会、就職相談会等の開催情報を提供するとともに、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の開催に向けた取り組みを進めます。

また、介護福祉士の有資格者で、現在、福祉・介護現場に就業していない市民等に研修情報が届くよう、広報などでの情報を発信します。

ウ) 介護福祉士等有資格者や元気高齢者など多様な介護人材の確保

未就業の介護福祉士等有資格者の活用を図るため、社会福祉協議会で運用する福祉人材バンク職業紹介事業等と連携しつつ、人材の確保を進めます。

県の介護助手採用促進モデル事業、外国人介護人材活用促進セミナーなどの事業と連携しつつ、元気高齢者や海外人材の参入を促進するなど、多様な担い手の確保に取り組めます。

エ) 業務効率化支援

介護現場などの事務作業等の効率化を図るために、ICT技術の活用を促進するとともに、市への提出書類や手続きの簡素化・オンライン化を検討していきます。

介護ロボット導入に向けた国や県が実施する支援策などについて介護事業所へ情報提供を行い、導入を支援します。

(2) 医療・介護連携

◇ 施策の方向 ◇

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域（自宅・高齢者住宅・介護施設等）で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、やんばる在宅医療・介護連携支援センターを中心に医療と介護に係わる多職種の連携により、在宅医療と介護を一体的に切れ目なく提供する体制の強化を行います。また、医療や介護が必要となったとき、あるいは人生の最終段階を迎えるときに備え、住民自身が主体的に適切な選択ができるよう、在宅医療・介護への理解を促進します。

◇ 取り組み内容 ◇

① 地域の医療介護の現状把握、課題の抽出と対応策の検討（担当課：介護長寿課）

ア) やんばる在宅医療・介護連携支援センターの周知と地域の医療・介護等の情報発信

地域での在宅医療・介護連携の中心となるやんばる在宅医療・介護連携支援センターの周知を図り、地域の医療機関や介護事業所等の資源などに関して関係機関や住民が共有できるよう情報を提供していきます。

イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

在宅医療・介護連携推進会議や地域の医療・介護事業所などの関係者等が参画する会議（部会）を活用し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題を抽出し、解決策の検討を行います。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第9次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
在宅医療・介護連携推進 委員会開催数	6 回	6 回	3 回	3 回	3 回	3 回

② 在宅医療・介護連携の充実

(担当課：介護長寿課)

ア) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の強化

訪問診療体制の充実や看取りへの適切な支援において、切れ目なく医療と介護が一体的に提供されるよう、医師会や在宅医療・介護連携推進会議等の協力のもと、診療所、歯科診療所、病院、介護保険サービス事業所等との連携を強化します。

イ) 在宅医療・介護の連携に関する相談や情報共有の支援

やんばる在宅医療・介護連携推進センターにおいて、在宅医療・介護連携に関する相談に対応し、高齢者等の地域での療養生活に関わる入退院の支援や緊急時の対応、看取り等の状態の変化に応じ、医療・介護関係者間の情報が円滑に共有できるよう支援します。

ウ) 人材育成と研修の促進

医療・介護連携推進コーディネーター等のスキルアップ支援を促進します。地域の医療・介護関係者の連携や相互理解が図られるよう多職種でのグループワーク等の研修開催を促進します。

③ 在宅医療の地域住民への普及啓発 (担当課：健康増進課、介護長寿課、国民健康保険課)

ア) 「かかりつけ医」の大切さの普及啓発

健康や療養に関して気軽に相談でき、日頃から健康状態を把握し、適切な医療と連携できる「かかりつけ医」の普及に努めます。引き続き、保健指導や健康だより等の広報誌を通じて「かかりつけ医」を持つことの大切さについて普及を図ります。

イ) 市民への在宅医療と介護の普及啓発

在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを選択し、人生の最終段階における療養生活の在り方や看取りに関しての心構えを育めるよう、相談窓口の周知や在宅医療・介護連携に関する講演会などを開催し、地域住民の理解を促進します。

ア) 北部地域での医師の確保等医療体制の充実促進

北部地域での診療機会の充実を目指し、北部広域市町村圏事務組合等との連携のもと、医師の確保、救急医療の充実等医療体制の充実を図ります。訪問診療・往診に対応する医療機関の確保に努めます。

(3) 認知症対策の強化

◇ 施策の方向 ◇

認知症が増加する傾向にある中で、認知症予防や早期発見・早期受診等の重要性について地域住民の知識と理解が深まるよう、講演会や認知症予防教室等あらゆる機会を活用して認知症に関する啓発活動を進めます。

認知症（疑いの方を含む）の方やその家族を支援するため、医療や介護などの専門職チームの連携強化を図ります。

また、高齢者が認知症になっても自分らしく暮らし続けるため、ご本人やその家族、認知症サポーター、地域が協力して進める認知症バリアフリーを支援します。

◇ 取り組み内容 ◇

① 認知症に関する啓発

(担当課：介護長寿課)

ア) 認知症に関する情報提供と講演会の開催

市民に対し、認知症に関する啓発を図るために、市広報誌等を通じて情報提供を進めるとともに、認知症ケアに役立つサポート情報や相談窓口などが掲載されたパンフレット（＝認知症ケアパス）の普及や講演会の開催に取り組みます。

イ) 介護予防出前講座等における認知症予防教室の開催

身近な地域で認知症予防等に関しての普及啓発を図るために、区公民館等での認知症予防教室（もの忘れ予防教室等）を開催します。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第9次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
認知症講演会 回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

ア) 認知症サポーター養成講座の開催とキャラバン・メイト間の交流機会の充実

社会全体で認知症への理解と認知症の人への見守り等が行えるよう、学校や企業等を対象にキャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催します。加えて、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの研修やキャラバン・メイト間で情報や課題を共有できよう交流機会の充実に努めます。

イ) 認知症サポーターの活動の場や支援ニーズと支援者をつなぐしくみづくり

地域の認知症サポーターの認知症カフェへの参加を促進するなど活動の場につなげる取り組みを行います。また、認知症の方ご本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）の整備を進めます。

また、認知症の方ご本人からの意見発信を支援し、その意見を踏まえた居場所づくりや取り組みを進めます。

ウ) 「名護市認知症SOSネットワーク」の拡充

地域での認知症者を含む高齢者等の見守り等を進めていくことができるよう、「名護市認知症SOSネットワーク」の拡充（登録者の拡充、協力機関の拡充等）を図ります。

エ) 認知症高齢者等の見守りにおける民生委員や区福祉推進委員会等との連携

認知症高齢者等の見守り（日常的な見守りを含む）を先の認知症サポーター等地域住民主体で行えるよう、民生委員や区福祉推進委員会等との連携を進めます。

オ) 認知症の方のひとり歩きの早期発見に向けた機器の活用と活用方法の検討

認知症の方のひとり歩きの早期発見に向けて、より実用的な機器の活用と活用方法の検討を進めるとともに、活用に向け市民への周知を図っていきます。

カ) 認知症当事者とその家族の居場所づくり

認知症当事者の社会参加の促進とその家族の負担感の軽減等を図るため、認知症サポーター等との連携を図りながら、認知症カフェ等居場所づくり（日常生活圏域に1か所のカフェ（居場所）を維持）を進めます。

項目	実績（R 2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R 2年度	2021年度 R 3年度	2022年度 R 4年度	2023年度 R 5年度
認知症サポーター養成人数	620人	431人	400人	400人	400人	400人
認知症 SOS ネットワーク登録者数（新規）	14人	17人	20人	40人	40人	40人
認知症 SOS ネットワークの協力機関登録数（累計）	12団体	13団体	16団体	20団体	25団体	30団体
認知症カフェ設置数	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

③ 認知症支援体制の強化

（担当課：介護長寿課）

ア) 認知症初期集中支援チームの適切な運用

認知症の人やその家族に早期に支援できるよう、認知症サポート医、地域包括支援センター職員（認知症地域支援推進員等）等と連携し、専門職で構成する認知症初期集中支援チームの適切な運用と体制の確保に努めます。

また、支援後の引継ぎの際にはかかりつけ医や介護保険サービス事業所との連携を図ります。

(4) 在宅生活支援の推進

◇ 施策の方向 ◇

在宅高齢者の自立支援、一人暮らし高齢者の不安感等の解消や家族介護者の負担感等の解消を図るため、在宅支援サービス、緊急通報システム、家族介護教室等各種支援策の利用を促進します。

◇ 取り組み内容 ◇

① 在宅支援サービスの推進

(担当課：介護長寿課)

ア) 在宅高齢者の自立を支援するためのサービスの提供

在宅高齢者の自立を支援するために、軽度生活援助（ヘルパー派遣）、筋力トレーニング、配食サービス（食の自立支援事業）の提供を進めます。なお、各サービスについては、在宅高齢者の自立支援に繋がるように、対象者要件の見直しや新たなサービス提供者の開拓などニーズに対応した事業内容を検討します。

項目	実績（R 2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R 2年度	2021年度 R 3年度	2022年度 R 4年度	2023年度 R 5年度
筋力トレーニング 実施回数	614回	589回	450回	600回	600回	600回

② 安心連絡サービスの推進

(担当課：介護長寿課)

ア) 緊急通報システムの設置、ふれあいコール事業の利用促進と周知

一人暮らし高齢者の緊急時の対応、不安感・孤独感の解消を図るために、緊急通報システムの設置、ふれあいコール事業の利用を促進するとともにその周知を図っていきます。また、利用適用範囲の拡充を図るなど、サービス内容の充実に努めます。

③ 家族介護者への支援

(担当課：介護長寿課)

ア) 家族介護教室の開催

要介護高齢者を介護する家族等に対し、認知症に関する知識や対応方法を含む適切な介護知識・技術の習得を目的とした家族介護教室を開催します。新たな参加者を確保するために、広報等を充実するとともに、地域や家族等のニーズを踏まえた取り組みを展開します。

イ) 交流事業、慰労事業、介護用品給付事業の推進

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減する目的で、交流事業、慰労事業、介護用品給付事業を進めます。利用者増に向け、広報等の充実を図るとともに、介護用品給付事業については、対象者要件や事業の在り方を検討します。

ウ) 介護離職を防ぐための相談支援の充実

介護等に関する不安や悩みを持つ就業者の離職を防ぐため、地域型地域包括支援センター等関係機関との連携のもと相談支援の充実を図ります。

エ) ワーク・ライフ・バランスの考え方と相談窓口の周知

介護と仕事の両立のため、市民や事業所に対し広く、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知やフレックスタイム制度、短時間正社員制度など、多様な働き方について普及を行います。また、介護と仕事の両立に向けた働き方などについての相談窓口を周知します。

(5) 配慮が必要な高齢者への支援体制の充実

◇ 施策の方向 ◇

全国的にも増加傾向にある高齢者虐待の防止に取り組むとともに、認知症、経済生活困窮等により、特に配慮が必要な高齢者が安心して暮らしていけるよう、権利擁護対策、災害時要援護者支援対策の充実を進めます。

◇ 取り組み内容 ◇

① 高齢者への虐待防止と早期対応

(担当課：介護長寿課)

ア) 虐待の対応・相談窓口の周知

高齢者への虐待防止について、市の広報誌やホームページ等を活用するとともに、自治会や地域の協力員向けの説明会を行うなど、市民や介護サービス事業所等への啓発を図ります。また、虐待に至らないよう関係者への対応方法や、早期に虐待の相談・通報等が受けられるよう虐待の対応・相談窓口の周知を行います。

イ) 高齢者虐待マニュアルの共有と連携

発生時対応については、より迅速な対応のため、高齢者虐待マニュアルを改定し関係者間で内容の共有や見直しを行い、速やかな連携を図ります。

ウ) 虐待防止や対応に資する研修の実施と連携協力体制の整備

困難な事例の場合は、専門機関にアドバイスをもらいながら適切な対応に努めるとともに、地域包括支援センター等の対応に関わる関係者への虐待防止や対応に資する研修を行います。また、関係機関で連携協力体制を整備するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催します。

項目	実績（Ｒ２年度は見込み）			第９次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R２年度	2021年度 R３年度	2022年度 R４年度	2023年度 R５年度
高齢者虐待防止ネットワーク会議開催	—	—	—	１回	１回	１回

② 権利擁護の適切な推進

(担当課：介護長寿課、社会福祉課)

ア) 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度周知と利用促進

認知症高齢者等の人権が適切に擁護されるよう、人権擁護に関する啓発を進めるとともに、必要に応じて制度等の利用がなされるよう、成年後見制度（成年後見制度利用支援事業を含む）や日常生活自立支援事業等の制度周知と利用促進を図ります。

イ) 社会福祉協議会との連携による後見人の育成・確保

後見人等の確保については、他地域の動向や後見人が必要な高齢者の状況を踏まえ、必要に応じて社会福祉協議会との連携により後見人の育成、確保に取り組めます。

ウ) 「(仮称) 名護市権利擁護センター」の設置検討

権利擁護に関する相談体制の充実、制度等の利用促進、後見人・専門員・生活支援員等人材の確保・育成等が一体的に行われるよう、拠点となる「(仮称) 名護市権利擁護センター」の設置に向けた検討を行います。

③ 生活困窮者支援の推進 (担当課：生活支援課、介護長寿課、税務課、国民健康保険課)

ア) 生活困窮者（高齢者）の発見・支援

相談支援員による訪問活動、各区や民生委員へ取り組み内容の周知、庁内外関係機関との連携を図るなど、生活困窮者（高齢者）の発見、支援に努めます。

④ 災害対策の充実

(担当課：総務課、介護長寿課、社会福祉課)

ア)「名護市要援護者支援システム」等を活用した災害発生時の支援体制づくり

災害発生時に円滑に避難誘導が行えるよう、防災計画の適切な運用に向け、同意方式等による要援護者の把握、「名護市要援護者システム」を活用して支援者となる地域協力員の確保等を進め、地域毎の支援体制づくりを目指します。

イ) 地域型地域包括支援センター等の取り組み支援と要援護者支援プランの作成 81

地域における見守り体制づくりを進めている地域型地域包括支援センター等の取り組みを支援するとともに、要援護者の支援プラン（個別計画）の作成に取り組みます。

ウ) 防災意識の高揚と自主防災組織の設立・活動支援

市民の防災に対する意識を高めていくため、防災訓練の場やハザードマップ、市広報等を活用し、啓発活動を進めます。また、地域住民が自主的に結成する自主防災組織の設立に向けて働きかけや活動支援を行います。

エ) 福祉避難所の確保

一般の避難所での受け入れが困難な高齢者、障がい者等の避難施設を確保するために、市内の福祉施設等との連携のもと、福祉避難所を確保します。

オ) 介護事業所等の災害対策の促進支援

介護事業所等において、日頃から災害に対する備えを行えるよう指導や支援を行います。具体的には、実地指導時に避難訓練の実施や避難場所・避難経路の確認を促し、事業所等が策定している非常災害対策計画の確認を行います。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第9次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
同意方式による要援護者 人数（累積）	70 人	70 人	200 人	300 人	500 人	700 人
支援プラン（個別計画） 作成人数	実績なし	実績なし	実績なし	100 人	200 人	300 人
見守り地区（モデル）数	実績なし	実績なし	3 区	3 区	5 区	10 区
自主防災組織数	9 団体	10 団体	12 団体	17 団体	22 団体	27 団体

方針３ 地域で共に支え合い暮らす

（１）高齢社会への意識づくりと相談支援体制の充実

◇ 施策の方向 ◇

地域の福祉問題について支える側と支えられる側に分かれるのではなく、次代を担う子どもたちを含め地域住民が『我が事』のこととしてとらえ、支え合う福祉の心を育むため、学校での福祉教育や、市民に広く高齢者福祉等の啓発事業を進めます。

高齢者等の相談支援をより適切に行えるよう、地域包括支援センターを中心とする相談体制の充実を図るとともに、区や日常生活圏域等身近な地域での相談機能の充実を進めます。高齢者を取り巻く課題は複雑化しており、分野ごと（縦割り）ではなく『丸ごと』の総合相談支援の体制整備を目指します。また、市広報誌や市ホームページ等を通じて高齢者および福祉関連の情報提供を進めます。

◇ 取り組み内容 ◇

① 高齢者福祉等への理解促進（担当課：介護長寿課、学校教育課、社会福祉課）

ア）福祉教育の推進

小中学校の授業や学校行事等を活用して、福祉施設や社会福祉協議会、名桜大学等との連携により、福祉教育の推進を図ります。加えて、高齢者福祉への理解を深め、介護の仕事のやりがいや魅力を子どもたちが感じる機会を確保するため、介護施設等での職場体験の実施を推進します。

イ）「福祉まつり」や「福祉大会」等への参加促進及び高齢者福祉月間等での啓発事業の推進

高齢者福祉への市民の理解を図れるよう、社会福祉協議会と連携して「福祉まつり」や「福祉大会」等への参加を促進するとともに、名護市敬老会や高齢者福祉月間等での啓発事業を推進します。

ウ) 高齢者と多様な世代との交流促進

地域におけるミニデイ等の活動において、引き続き高齢者と多様な世代との交流を促進するとともに、生活支援コーディネーターが地域の交流の場を検討します。

エ) 終末期のあり方を考える機会の創出

高齢者やその家族が医療や介護が必要になったとき、そして人生の最終段階を迎えるときに備え、自身がどのような介護や医療を望むのかについて考える機会（講演会等）の創出や、広報誌等への掲載など啓発を行います。

② 相談体制の充実

（担当課：介護長寿課、社会福祉課、健康増進課）

ア) 身近な地域での相談体制の充実

区福祉推進委員会、区、民生委員など地域の相談員、社会福祉協議会コーディネーター等との連携により、身近な地域での相談体制の充実を進めます。特に、地域との関わりが少ない高齢者でも気軽に相談できるよう相談窓口の周知を図ります。

イ) 専門職による地域での相談対応の充実

地域包括支援センター等で行っている訪問活動や健康増進課の地域での健康相談等を通じて、専門職による地域での相談対応の充実を図ります。今後の圏域ごとへの地域型地域包括支援センター設置の検討にあわせ、多職種間の連携拠点、高齢者の総合相談の拠点としての機能についても検討します。

ウ) 地域支援ネットワーク等を活用した専門的、継続的な支援の実施

高齢者本人や家族等からの相談を受け、相談内容を検討した上で、必要に応じて地域支援ネットワーク等を活用しつつ、専門的、継続的な支援を行います。また、相談事例より地域課題を抽出し、関係者との地域ケア会議を通して解決に向けた検討を行います。

ア) 「高齢者いきいき便利帳」等を活用した高齢者関連情報の提供

社会資源マップ等の作成により高齢者関連情報の提供を進めるため、「高齢者いきいき便利帳」を発行し、定期的に情報更新を行います。

イ) 様々な媒体を活用した情報発信方法の工夫

「市民のひろば」等既存の広報誌を活用するとともに、高齢者が必要な情報を受け取りやすいよう情報提供内容の充実及び更新を進め、加えて発信方法の工夫（市のホームページ内リンクの充実や随時更新可能なウェブ版「高齢者いきいき便利帳」等）を図ります。

(2) 地域包括ケアシステム体制の充実

◇ 施策の方向 ◇

本市の高齢者の地域での暮らしを総合的に支えていく地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの機能強化を進めます。

高齢者個人の生活課題等への対応から地域課題を踏まえた施策の検討に至るまで、多職種間の連携の場となる地域ケア会議等の充実を図ります。また、地域共生社会の実現に向けた「我が事」「丸ごと」の包括的な支援体制の充実、及び住民同士の支え合い（互助）等のインフォーマルサービスの創出支援と参加促進を図ります。

◇ 取り組み内容 ◇

① 地域包括支援センターの拡充及び機能強化

(担当課：介護長寿課)

ア) 地域型地域包括支援センターの設置及び基幹型地域包括支援センターの位置づけの明確化

地域包括ケア体制の中心的役割を担う地域包括支援センターについて、その機能を拡充・強化するために、日常生活圏域ごとに、名護地区には2箇所、その他3地区には各1箇所の地域型の地域包括支援センターの設置に向け、未設置の圏域への地域型包括支援センターの設置を進めます。同時に、地域型の地域包括支援センター間の総合調整や介護予防に関するケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援などを行う基幹型地域包括支援センターの位置づけを明確化します。

イ) 地域包括支援センターの専門職等の資質向上及び相談・支援機能の充実に向けた連携強化

高齢者の相談支援の役割を担う地域包括支援センターについて、相談・支援機能の充実を図るため、専門職等のスキルアップへの支援、地域ケア会議等を通じた関係機関との連携強化及びその支援等を進めていきます。

ウ) 地域型地域包括支援センターの運営適正化と機能強化

各地域型地域包括支援センターの運営や事業の実施状況を評価するとともに、高齢化の進行に伴う相談支援の増加など、業務量や内容を勘案し、運営の適正化を図り機能強化に努めます。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
地域包括支援センター 運営協議会の開催	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
地域包括支援センターの 設置検討	検討	検討	2 地域型 1 基幹型	4 地域型 1 基幹型	5 地域型 1 基幹型	5 地域型 1 基幹型

② 名護市地域ケア会議の推進

（担当課：介護長寿課）

ア)「地域ケア個別会議」及び「自立支援型地域ケア会議」の開催

地域ケア個別会議で高齢者個人の支援充実や課題解決に向け、多職種による検討やネットワーク構築を行います。また、自立支援に資するケアマネジメントの向上のための「自立支援型地域ケア会議」を開催します。

イ)「地域ケア圏域別会議」の充実

個別ケースの検討から蓄積された地域の共通課題等について整理し、地域に必要と考えられる取り組みを検討する「地域ケア圏域別会議」の充実を目指します。

ウ)「地域ケア推進会議」の協議による資源開発及び支援の基盤整備、政策形成

全市的な課題等について、全市レベルの「地域ケア推進会議」にて協議し、資源開発、支援の基盤整備や市施策の政策形成を目指します。

項目	実績（R 2 年度は見込み）			第 9 次 目標		
	2018 年度 H30 年度	2019 年度 R 元年度	2020 年度 R 2 年度	2021 年度 R 3 年度	2022 年度 R 4 年度	2023 年度 R 5 年度
地域ケア個別会議	2 回	実績なし	10 回	10 回	10 回	10 回
自立支援型地域ケア会議 【再掲】	12 回	9 回	9 回	12 回	12 回	12 回
地域ケア圏域別会議	実績なし	実績なし	3 回	5 回	5 回	5 回
地域ケア推進会議 (市全体)	実績なし	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

③ 課題解決に向けた取り組みの協議の場の充実

(担当課：介護長寿課)

ア) 第2層協議体の充実

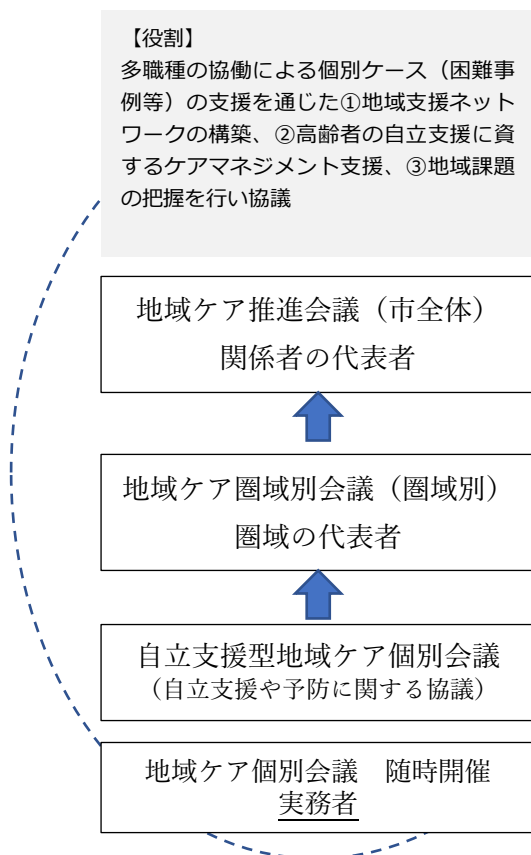
日常生活圏域を担当する第2層の生活支援コーディネーターを中心に、地域の相談員等との連携のもと抽出された地域課題や地域資源を整理し、地域課題の解決策を検討する場として各圏域に設置した第2層協議体を充実させていきます。

イ) 第1層と第2層の各コーディネーター間での連携・情報共有

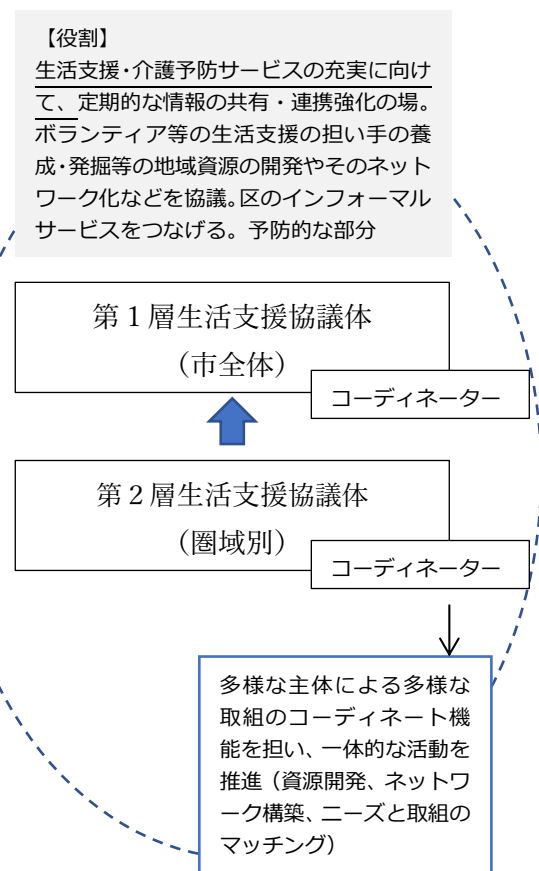
市全域の第1層と、第2層コーディネーターは連携を密にし、市内の課題や有効な取り組み等について情報を共有します。

項目	実績（R2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度
第1層協議体の開催	2回	実績なし	1回	2回	2回	2回
第2層協議体の開催	6回	4回	4回	10回	10回	10回

名護市地域ケア会議



名護市協議体



④ 高齢者支援体制の充実

(担当課：介護長寿課、社会福祉課)

ア) 地域の人材の育成・確保と連携

民生委員・児童委員、区福祉推進委員等、地域で活躍する相談員や支え合い活動に取り組む人材の確保を図るため、各種養成講座等を通して人材を育成し、地域の人材と連携して高齢者支援体制の充実を図ります。

(参考値：民生委員・児童委員数)

項目	実績（R 2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R 2年度	2021年度 R 3年度	2022年度 R 4年度	2023年度 R 5年度
民生委員・児童委員数	84名	84名	89名	90名	92名	94名

イ) 生活支援コーディネーターによる支援

生活支援コーディネーターは、社会福祉協議会コーディネーターをはじめ関係機関との連携により、区での介護予防や見守り活動、住民同士の支え合い等のインフォーマルな活動を行う地域人材の確保・育成の支援を行います。さらに、地域で必要なサービスの創出や見守りなどの住民主体の活動を支援するとともに、資源を有効に活用できるようケアマネジャー等への情報提供を行います。

項目	実績（R 2年度は見込み）			第9次 目標		
	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R 2年度	2021年度 R 3年度	2022年度 R 4年度	2023年度 R 5年度
シニア支援者講習会受講者数	19名	3名	7名	10名	10名	10名

⑤ 重層的な支援体制の充実・検討

(担当課：介護長寿課、社会福祉課、生活支援課、子育て支援課)

ア) 様々な支援ニーズの対応に向けた包括的な支援体制の充実

高齢者本人以外の様々な支援ニーズにも適切に対応していくことができるよう、関係機関等との連携のもと、包括的な支援体制の充実を図ります。加えて、全世代・全対象型の重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。

(3) 感染症対策の推進

◇ 施策の方向 ◇

新興・再興の感染症等の発生に備えて、高齢者や介護事業所等が適切な対応を実施できるよう情報提供に努めます。感染症発生時には、高齢者等が集まる場所等において感染拡大防止に努め、関係機関と連携して支援が必要な高齢者等に適切に対応できるように努めます。

◇ 取り組み内容 ◇

① 感染症拡大防止に向けた備えと発生時の支援（担当課：介護長寿課、健康増進課）

ア) 平常時の感染症対策に関する周知啓発と連携体制の構築

広報誌や市のホームページ等を活用して、手洗いや消毒等の日常生活でできる感染症対策の周知を行い、予防策が習慣化されるよう啓発を図ります。また、感染症発生時においても、介護事業所等が継続的にサービスを提供できるよう感染症対策に関する情報提供や研修を実施するとともに、介護事業所間の連携が図れるよう支援します。

イ) 感染症発生時の適切な支援

感染症発生時には、関係機関と連携・協力して、高齢者等への感染症に関する正確な情報提供や相談体制の整備に努めるとともに、高齢者が集まる場所での徹底した感染症拡大防止を図ります。また、介護を必要とする高齢者等の生活の維持に向けて、県や北部保健所、医療機関等関係機関と連携しながら適切な支援を行います。